

「マンガン及びその化合物」の  
管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件（案）

物質名	管理濃度（案）	測定方法（案）	局所排気装置の性能要件・稼働要件（案）	【参考】第1種作業環境測定士の資格区分（案）
マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして 0.02 mg/m <sup>3</sup> （吸入性） 又は 0.05 mg/m <sup>3</sup> （吸入性）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法	抑制濃度による （管理濃度と同じ値）	第4号
	マンガンとして 0.1 mg/m <sup>3</sup> （インハラブル） 又は 0.2 mg/m <sup>3</sup> （インハラブル）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法		
	マンガンとして 0.2 mg/m <sup>3</sup> （現行）	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法 又は ろ過捕集方法－吸光光度分析方法 （現行）		